

租税法

受講生の皆様

訂正のご案内

この度は、LEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2023年 論文グレードアップ講座(EA/B23216) 租税法の下記教材に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、ご了承の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

←今回 4/27 に新たにアップされた箇所です。

- ・上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・基礎1] (EL23011)
- ・上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・基礎2] (EL23012)
- ・上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・応用編] (EL23013)
- ・上級フォーサイト 租税法 テキスト [所得税法] (EL23014)
- ・上級フォーサイト 租税法 テキスト [消費税法] (EL23015)
- ・上級フォーサイト 租税法 理論テキスト&問題集 [法人税法] (EL23016)
- ・基本問題集 租税法 法人税法・基礎2 (EL23018)
- ・基本問題集 租税法 法人税法・応用編 (EL23019)
- ・基本問題集 租税法 所得税法・消費税法 (EL23020)
- ・租税法 過去問題集 (EL23021)
- ・租税法 法人税・基礎1 過去問チャレンジ (EM23011)
- ・租税法 法人税・基礎2 過去問チャレンジ (EM23012)
- ・租税法 所得税 過去問チャレンジ (EM23014)

上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・基礎1] (EL23011)

P1-3 Pick Up

【誤】

法人税の種類	対象法人
①各事業年度の所得に対する法人税	法人（単体納税）
②各連結事業年度の連結所得に対する法人税	連結親法人 連結子法人
③退職年金等積立金に対する法人税 (現在は停止中)	退職年金業務を行う 保険会社・信託会社

【正】

法人税の種類	対象法人
①各事業年度の所得に対する法人税	法人（単体納税）
②退職年金等積立金に対する法人税 (現在は停止中)	退職年金業務を行う 保険会社・信託会社

(波線削除)

P1-3 参考 法人税法体系の概略（括弧書きは試験範囲外） 第1編

【誤】第2章 納税義務者

(第2章の2 連結納税義務者)

第2章の3 法人課税信託

【正】第2章 納税義務者

第2章の2 法人課税信託

(波線削除)

P1-3 参考 法人税法体系の概略（括弧書きは試験範囲外） 第2編

【誤】第1章 各事業年度の所得に対する法人税

(第1節・第5款・第5目 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益)

(第1章の2 各連結事業年度の連結所得に対する法人税)

(第2章 退職年金等積立金に対する法人税（停止中）)

【正】第1章 各事業年度の所得に対する法人税

(第2章 退職年金等積立金に対する法人税（停止中）)

(波線削除)

P1-3 右枠 用語解説 1つ目

【誤】各連結事業年度の連結所得に対する法人税

企業グループを1つの法人であるかのように取り扱い、法人税を計算して納付する制度。企業グループ内の各法人の所得金額と欠損金額を損益通算できるメリットがある。

なお、単体納税とするか連結納税とするかは、その法人の選択によることとなる。

【正】(削除)

P1-3 右枠 参考

【誤】法令基準集（法人税法）

抄録：

第1編 第2章の2、

第2編 第1章 第1節 第5款 第5目、第1章の2、第2章、第4編～第5編を除く。

【正】(削除)

P1-7 Pick Up 内国法人の課税所得等の範囲

【誤】

法人	各事業年度の所得(注)	各連結事業年度の所得
公共法人	納税義務なし	納税義務なし
公益法人等	収益事業から	/
人格のない社団等	生じた所得のみ課税	
協同組合等	課税	課税
普通法人		

【正】

法人	各事業年度の所得(注)	<u>グループ通算制度</u>
公共法人	納税義務なし	納税義務なし
公益法人等	収益事業から	/
人格のない社団等	生じた所得のみ課税	
協同組合等	課税	課税
普通法人		

P2-12 設例 特別分配金

【誤】

A株式 収益分配金40,000円、特別分配金10,000円、源泉所得税6,126円

(有価証券に係る申告調整)

(単位：円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
<u>A社株式</u>	[]	10,000

【正】

A投資信託 収益分配金40,000円、特別分配金10,000円、源泉所得税6,126円

(有価証券に係る申告調整)

(単位：円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
<u>A投資信託</u>	[]	10,000

P4-2 出題実績

【誤】

	H29	H30	R1	R2	R3
所得税額控除(理論)	—	—	—	—	—
(計算)	—	●	●	●	=

【正】

	H29	H30	R1	R2	R3
所得税額控除(理論)	—	—	—	—	—
(計算)	—	●	●	●	●

P4-4 2(2) 3行目

【誤】 その所得期間に対応する

【正】 その所有期間に対応する

P5-19 設例 解説

【誤】 納税充当金（未払法人税）

現金	1,000円	期首	1,000円
}	法人税	500円	
	延滞金	20円	
	法人税住民税	200円	
	延滞金	10円	
	法人事業税	250円	
	延滞金	20円	

【正】 納税充当金（未払法人税）

現金	1,000円	期首	1,000円
}	法人税	500円	
	延滞税	20円	
	法人税住民税	200円	
	延滞金	10円	
	法人事業税	250円	
	延滞金	20円	

P6-2 1(3) 申告調整

【誤】 所得税額等の還付金額（別表四 加・社※）

【正】 所得税額等の還付金額（別表四 減・社※）

P7-3 趣旨(2) 図表3～5段目

下記、訂正ではなく、本講座の教材では、令和5年度の本試験向けなので、令和4年4月1日から令和5年3月31日の事業年度で出題されるため、その事業年度に施行されるものを掲載しておりました。ただ、先日発送された本試験でも配布される法令基準集では、令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得について適用される法人税法55条（法法55）の改正後のものが掲載されておりました。改正では法法③に「証拠書類のない簿外経費の損金不算入」が新規追加され、その影響で下記の条文番号のズレが生じました。

なお、本試験ではこの法法55については、本試験で配布された条文番号で回答すれば大丈夫です。

【旧法法55の場合】

法法55③ 国税に係る延滞税等の 損金不算入	罰則的な性格を有するもの延滞税等を損金の額に算入すると課税所得がその延滞税等の額のみで減算され延滞税等の罰則的な効果を減殺する結果となるため
法法55④ 罰科金等の損金不算入	社会的考慮より（社会的に好ましくない行為について税務上ペナルティを課するという考え方）
法法55⑤ 賄賂等の損金不算入	公務員への賄賂の税控除を認めてはならないとする腐敗の防止に関する国際連合条約の国内法制の担保措置

【新法法55の場合＝法令基準集の場合】

法法55④ 国税に係る延滞税等の 損金不算入	罰則的な性格を有するもの延滞税等を損金の額に算入すると課税所得がその延滞税等の額のみで減算され延滞税等の罰則的な効果を減殺する結果となるため
法法55⑤ 罰科金等の損金不算入	社会的考慮より（社会的に好ましくない行為について税務上ペナルティを課するという考え方）
法法55⑥ 賄賂等の損金不算入	公務員への賄賂の税控除を認めてはならないとする腐敗の防止に関する国際連合条約の国内法制の担保措置

P7-4 2(2)左枠 条文

【旧法法55の場合】法法55④

【新法法55の場合＝法令基準集の場合】法法55⑤

P7-4 2(3)左枠 条文

【旧法法55の場合】法法55⑤

【新法法55の場合＝法令基準集の場合】法法55⑥

P7-6 3(1)左枠 条文

【旧法法55の場合】法法55④一

【新法法55の場合＝法令基準集の場合】法法55⑤一

P12-8 3(1) 式

【誤】交際費等の損金不算入額（別表四 加・留）

【正】交際費等の損金不算入額（別表四 加・社）

上級ウェブサイト 租税法 テキスト [法人税法・基礎2] (EL23012)

P24-21 具体例

【誤】

譲渡制限 解除時 3年目	会計 処理	(株式報酬費用) 1,000 (前払費用) 1,000	別四 株式報酬費用認容 2,000 (減・留)
	税務 処理	(役員報酬) 3,000 (前払費用) 3,000	

時点	処理		申告調整
2年間役員提 供後に退任(2 年分を譲渡制 限解除、残りは 無償取得)	会計 処理	(株式報酬費用) 1,000 (雑 損 失) 1,000 (前払費用) 2,000	別四 雑損失損金不算入 1,000 (加・社) 株式報酬費用否認 1,000 (加・留) 株式報酬費用認容 2,000 (減・留)
	税務 処理	(株式報酬費用) 1,000 (その他流出) 1,000 (前払費用) 2,000	

【正】

譲渡制限 解除時 3年目	会計 処理	(株式報酬費用) 1,000 (前払費用) 1,000	別四 株式報酬費用認容 2,000 (減・留)
	税務 処理	(役員報酬) 3,000 (報酬債権) 3,000	

時点	処理		申告調整
2年間役員提 供後に退任(2 年分を譲渡制 限解除、残りは 無償取得)	会計 処理	(株式報酬費用) 1,000 (雑 損 失) 1,000 (前払費用) 2,000	別四 雑損失損金不算入 1,000 (加・社) 株式報酬費用否認 1,000 (加・留) 株式報酬費用認容 2,000 (減・留)
	税務 処理	(株式報酬費用) 1,000 (その他流出) 1,000 (報酬債権) 2,000	

P24-22 設例 資料(1)③

【誤】対象1勤務期間

【正】対象勤務期間

P25-20 5(2) 資本金等の額の減算項目

【誤】みなし配当の額 二 上記の譲渡対価とされる金額

【正】みなし配当の額 十 上記の譲渡対価とされる金額

P25-24 6(2) 資本金等の額の減算項目

【誤】みなし配当の額 二 上記の譲渡対価とされる金額

【正】みなし配当の額 十 上記の譲渡対価とされる金額

上級ファイナンス 租税法 テキスト [法人税法・応用編] (EL23013)

P41-9 2つ目の設例 解答

【誤】比較試験研究費 5.7%

【正】税額控除割合（一般型） 5.7%

P41-14 4(1)概要 2行目

【誤】総額型の適用を受ける場合を除き、

【正】一般型の適用を受ける場合を除き、

P42-28 (7)② 表

【誤】

経理方法	次の3つの経理方法が認められている。なお、 <u>国庫補助金等</u> の額に相当する金額以下の金額を特別勘定として経理しなければならない。 ① <u>損金経理繰入方式</u> ② <u>積立金方式（剰余金処分経理）</u> →「〇〇圧縮特別勘定積立金認定損（別表四 減・留）」 ③ 仮受金として経理する方法（ <u>国庫補助金等</u> を収益に計上しないで仮受金とすることにより、実質的に圧縮特別勘定を設定しているのと同じ効果が生ずる。）
------	---

【正】

経理方法	次の3つの経理方法が認められている。なお、 <u>保険差益</u> の額に相当する金額以下の金額を特別勘定として経理しなければならない。 ① <u>損金経理繰入方式</u> ② <u>積立金方式（剰余金処分経理）</u> →「〇〇圧縮特別勘定積立金認定損（別表四 減・留）」 ③ 仮受金として経理する方法（ <u>保険差益</u> を収益に計上しないで仮受金とすることにより、実質的に圧縮特別勘定を設定しているのと同じ効果が生ずる。）
------	---

【誤】

条 文	区 分	特別償却 制 度	特別控除 制 度
措法42の6	中小企業投資促進税制	<u>特30%</u>	中小 7%
措法42の12の4	中小企業経営強化税制	<u>特100%</u>	7% 又は10%
措法42の12の6	5G投資促進税制	30%	15%
措法42の12の7①②	DX投資促進税制	30%	3%
措法42の12の7③	カーボンニュートラル に向けた投資促進税制	50%	5%

【正】

条 文	区 分	特別償却 制 度	特別控除 制 度
措法42の6	中小企業投資促進税制	30%	中小 7%
措法42の12の4	中小企業経営強化税制	100%	7% 又は10%
措法42の12の6	5G投資促進税制	30%	15%
措法42の12の7①②	DX投資促進税制	30%	3%
措法42の12の7③	カーボンニュートラル に向けた投資促進税制	50%	5%

【誤】及び「中小企業者等が経営改善設備を取得した場合」

【正】(削除)

【誤】

適用法人	イ及びロである法人 イ 青色申告法人 ロ 産業競争力強化法に規定する <u>認定事業適応事業者</u>
対象資産	<u>情報技術事業適用設備</u> (ソフトウェア・繰延資産・機械装置・器具備品)
適用期間	令和5年3月31日まで
適用要件	取得要件(限度額300億円)・事業供用要件
特別償却	取得価額×30%

【正】

適用法人	イ及びロである法人 イ 青色申告法人 ロ 産業競争力強化法に規定する <u>認定事業適応事業者</u>
対象資産	<u>情報技術事業適応設備</u> (ソフトウェア・繰延資産・機械装置・器具備品)
適用期間	令和5年3月31日まで
適用要件	取得要件(限度額300億円)・事業供用要件
特別償却	取得価額×30%

P46-8 (2)① 2行目

【誤】及び「中小企業者等が経営改善設備を取得した場合」

【正】(削除)

P46-10 (3)(2)表

【誤】

適用法人	イ及びロである法人 イ 青色申告法人 ロ 産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者
対象資産	<u>情報技術事業適用設備</u> (ソフトウェア・繰延資産・機械装置・器具備品)
適用期間	令和5年3月31日まで
適用要件	取得要件(限度額300億円)・事業供用要件
特別償却	イとロのいずれか小さい額 イ 税額控除額 取得価額(300億円限度)×3% (他社とのデータ連携に係るもの 5%) ロ 税額基準額 法人税額×20%※

【正】

適用法人	イ及びロである法人 イ 青色申告法人 ロ 産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者
対象資産	<u>情報技術事業適応設備</u> (ソフトウェア・繰延資産・機械装置・器具備品)
適用期間	令和5年3月31日まで
適用要件	取得要件(限度額300億円)・事業供用要件
特別償却	イとロのいずれか小さい額 イ 税額控除額 取得価額(300億円限度)×3% (他社とのデータ連携に係るもの 5%) ロ 税額基準額 法人税額×20%※

P48-3 参考(3)表

【誤】

	圧縮記帳	<u>障害者雇用</u>	一般の特別償却
法人税	国庫補助金・保険差益	<u>重複適用あり</u>	重複適用あり
	交換	<u>重複適用あり</u>	中古のためなし
措置法	取用等・買換え	<u>重複適用あり</u>	重複適用なし

【正】(下線部を削除)

	圧縮記帳	一般の特別償却
法人税	国庫補助金・保険差益	重複適用あり
	交換	中古のためなし
措置法	取用等・買換え	重複適用なし

【誤】

経理方法	<p>次の3つの経理方法が認められている。</p> <p>なお、<u>国庫補助金等</u>の額に相当する金額以下の金額を特別勘定として経理しなければならない。</p> <p>イ 損金経理繰入方式</p> <p>ロ 積立金方式（剰余金処分経理）</p> <p>→「〇〇圧縮特別勘定積立金認定損（別表四 減・留）」</p> <p>ハ 仮受金として経理する方法（<u>国庫補助金等</u>を収益に計上しないで仮受金とすることにより、実質的に圧縮特別勘定を設定しているのと同じ効果が生ずる。）</p>
------	--

【正】

経理方法	<p>次の3つの経理方法が認められている。</p> <p>なお、<u>対価補償金等</u>の額に相当する金額以下の金額を特別勘定として経理しなければならない。</p> <p>イ 損金経理繰入方式</p> <p>ロ 積立金方式（剰余金処分経理）</p> <p>→「〇〇圧縮特別勘定積立金認定損（別表四 減・留）」</p> <p>ハ 仮受金として経理する方法（<u>対価補償金等</u>を収益に計上しないで仮受金とすることにより、実質的に圧縮特別勘定を設定しているのと同じ効果が生ずる。）</p>
------	--

P51-13 解答

【誤】① A社（合併法人）

(B 社 株 式)	100,000,000	(現 金 預 金)	20,000,000
		(土 地)	30,000,000
		(譲 渡 益)	50,000,000
(資 本 金 等 の 額)	10,000,000	(B 社 株 式)	100,000,000
(利 益 積 立 金 額)	90,000,000		

② B社（被合併法人）

(現 金 預 金)	20,000,000	(資 本 金 等 の 額)	100,000,000
(土 地)	80,000,000		

【正】① A社（被合併法人）

(B 社 株 式)	100,000,000	(現 金 預 金)	20,000,000
		(土 地)	30,000,000
		(譲 渡 益)	50,000,000
(資 本 金 等 の 額)	10,000,000	(B 社 株 式)	100,000,000
(利 益 積 立 金 額)	90,000,000		

② B社（合併法人）

(現 金 預 金)	20,000,000	(資 本 金 等 の 額)	100,000,000
(土 地)	80,000,000		

【誤】

簿価による引継ぎ（法法62の2）		取得した資産等の取得価額： <u>簿価引継</u>	
		繰越欠損金の引継ぎ（一部制限あり）	
資本金等の額	諸負債 <u>簿価</u>	諸資産 <u>簿価</u>	諸負債 <u>簿価</u>
利益積立金額			資本金等の額
			利益積立金額

【正】

簿価による引継ぎ（法法62の2）		取得した資産等の取得価額： <u>簿価引継</u>	
		繰越欠損金の引継ぎ（一部制限あり）	
諸負債 <u>簿価</u>	諸資産 <u>簿価</u>	諸資産 <u>簿価</u>	諸負債 <u>簿価</u>
資本金等の額			資本金等の額
利益積立金額			利益積立金額

上級フォーサイト 租税法 テキスト [所得税法] (EL23014)

【誤】 給与所得（所得金額調整控除）

【正】 給与所得（基本型）

【誤】

障害者控除	居住者（本人）	障害者		270,000円
		特別障害者		400,000円
	扶養親族 <u>控除対象配偶者</u>	障害者		270,000円
		特 別 障害者	同居	750,000円
			同居 以外	400,000円

【正】

障害者控除	居住者（本人）	障害者		270,000円
		特別障害者		400,000円
	扶養親族 <u>同一生計配偶者</u>	障害者		270,000円
		特 別 障害者	同居	750,000円
			同居 以外	400,000円

【誤】・ その後確定申告により税額を清算する。

【正】・ その後確定申告により税額を精算する。

上級フォーサイト 租税法 テキスト [消費税法] (EL23015)

P2-11 解答⑤

【誤】貸付け等に係る事務所等の所在が「国内」

【正】貸付け等に係る事務所等の所在地が「国内」

P2-70 まとめ5.

【誤】

- | |
|---|
| ①本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
②外国貨物の譲渡又は貸付け
③国際輸送・国際電話
④外国貨物に係る荷役、運送、保管、検数又は鑑定等
⑤非居住者に対する無形固定資産の譲渡又は貸付け |
|---|

【誤】

- | |
|---|
| ①本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
②外国貨物の譲渡又は貸付け
③国際輸送・国際電話
④外国貨物に係る荷役、運送、保管、検数又は鑑定等
⑤非居住者に対する無形固定資産の譲渡又は貸付け
⑥非居住者に対する役務の提供で、国内において直接便益を享受するもの以外のもの |
|---|

上級フォーサイト 租税法 理論テキスト&問題集 [法人税法] (EL23016)

目次 iii 第13節

【誤】第13節 グループ法人税制（法法61の13他）

【正】第13節 グループ法人税制（法法61の11他）

P0-1-9 (4)①ハ 2行目

【誤】益金又は損金算入（法法61の13）

【正】益金又は損金算入（法法61の11）

P0-1-10 （A社：平成28事業年度） 1行目

【誤】法人税法61条の13第1項の

【正】法人税法61条の11第1項の

P0-1-10 （A社：平成28事業年度） 税務仕訳 2行目

【誤】法法61の13①

【正】法法61の11①

P0-1-10 （A社：令和元事業年度） 2行目

【誤】算入する（法人税法61条の13第2項）。

【正】算入する（法人税法61条の11第2項）。

P0-1-10 （A社：令和元事業年度） 税務仕訳 2行目

【誤】法法61の13②

【正】法法61の11②

P0-1-11 【条文】 表題

【誤】 法法61の13②

【正】 法法61の11②

P0-1-11 【解答例】 3行目

【誤】 法人税法61条の13第2項

【正】 法人税法61条の11第2項

P0-1-21 表 3行目

【誤】 グループ法人税制

(法法61の13他)

【正】 グループ法人税制

(法法61の11他)

第1章 表紙

【誤】 第13節 グループ法人税制 (法法61の13他)

【正】 第13節 グループ法人税制 (法法61の11他)

P1-5-9 解答5-3 解答3行目

【誤】 算入することはできない。

【正】 算入することはできない (同条1項)。

P1-5-9 解答5-3 条文

【誤】 法法33②

【正】 法法33①②

P1-13-13 解答13-2 解答2行目

【誤】 資産計上する。

【正】 資産計上する (法人税法22条2項)。

P1-13-13 解答13-2 条文

【誤】 法法25の2①

【正】 法法22②

法法25の2①

P1-13-2 表題

【誤】 第13節 グループ法人税制 (法法61の13他)

【正】 第13節 グループ法人税制 (法法61の11他)

P1-13-9 (1) 6行目

【誤】 法人税法第61条の13の規定は、

【正】 法人税法第61条の11の規定は、

P1-13-33 (A社：平成31事業年度) 税務仕訳 2行目

【誤】 法法61の13①

【正】 法法61の11①

P1-15-5 解答 2 行目

【旧法55の場合】(法人税法55条4項3号)

【新法55の場合=法令基準集の場合】(法人税法55条5項3号)

P1-15-5 解答右枠 条文

【旧法55の場合】法法55④三

【新法55の場合=法令基準集の場合】法法55⑤三

P1-15-5 POINT 1 行目

【旧法55の場合】法人税法 5 5 条 4 項では、

【新法55の場合=法令基準集の場合】法人税法 5 5 条 5 項では、

P1-15-5 条文 表題

【旧法55の場合】法法55④

【新法55の場合=法令基準集の場合】法法55⑤

P1-15-5 条文 1 行目

【旧法55の場合】 4 内国法人が納付する次に掲げるものの額は、

【新法55の場合=法令基準集の場合】 5 内国法人が納付する次に掲げるものの額は、

P1-15-7 解答 3 行目

【旧法55の場合】(法人税法55条5項3号)

【新法55の場合=法令基準集の場合】(法人税法55条6項3号)

P1-15-7 解答右枠 条文

【旧法55の場合】法法55⑤

【新法55の場合=法令基準集の場合】法法55⑥

P1-15-7 条文 表題

【誤】法法55⑤ (罰料金等の損金不算入)

※法令基準集では、法人税法55条の改正後のものが掲載されるため、法法55⑥

【正】法法55⑤ (賄賂の損金不算入)

※法令基準集では、法人税法55条の改正後のものが掲載されるため、法法55⑥

P1-15-7 条文 1 行目

【旧法55の場合】 5 内国法人が供与をする

【新法55の場合=法令基準集の場合】 6 内国法人が供与をする

基本問題集 租税法 法人税法・基礎2 (EL23018)

P160 【3】(2)*

【誤】基本問題集 基礎編1のP161

【正】基本問題集 基礎編1のP171

基本問題集 租税法 法人税法・応用編 (EL23019)

P219 解答 表題

【誤】問題3 非適格分社型分割

【正】問題3 非適格分割型分割

P219 解答 (2)乙社 仕訳

【誤】

(諸 負 債)	1,200	(諸 資 産)	<u>2,400</u>
(甲 社 株 式)	1,200		
(資本金等の額)	320	(甲 社 株 式)	1,200
(利益積立金額)	880		

【正】

(諸 負 債)	1,200	(諸 資 産)	<u>2,000</u>
(甲 社 株 式)	1,200	<u>(譲 渡 利 益)</u>	<u>400</u>
(資本金等の額)	320	(甲 社 株 式)	1,200
(利益積立金額)	880		

基本問題集 租税法 所得税法・消費税法 (EL23020)

消費税編P154 問題1 資料(6) ←4/27 追加

【誤】売掛金（課税売上げに係るもの）について生じた貸倒れ損失の額 656,000円

【正】売掛金（課税売上げに係るもの）について生じた貸倒れ損失の額 660,000円

租税法 過去問題集 (EL23021)

令4・解答解説31頁 租税公課・法人税 1段目2行目

【誤】 附帯税経理額 246,000

【正】 附帯税経理額 249,600

令2・解答解説1頁 問3 2行目

【旧法55の場合】 (法人税法55条4項3号)

【新法55の場合=法令基準集の場合】 (法人税法55条5項3号)

令2・解答解説9頁 問3 表 条文※

【旧法55の場合】 法55④三

【新法55の場合=法令基準集の場合】 法55⑤三

令2・解答解説9頁 問3 解説1行目

【旧法55の場合】 法人税法55条4項では、

【新法55の場合=法令基準集の場合】 法人税法55条5項では、

租税法 法人税・基礎1 過去問チャレンジ (EM23011)

P9・10共-17 解説 (2)機械装置G

【誤】① 償却限度額 (通算 (グループピング) H29.6取得 定率法10年)

【正】① 償却限度額 (通算 (グループピング) H30.6取得 定率法10年)

P9・10共-21 解説 (4)一括償却資産

【誤】① 令和2年3月期取得

$$\text{会計0一限度額 } 3,030,000 \times \frac{12}{36} = \Delta 1,010,000$$

不足額 $1,010,000 \leq$ 繰越額 $1,010,000 \quad \therefore 1,010,000$ (認容 減・留)

② 令和3年3月期取得

$$\text{会計0一限度額 } 2,460,000 \times \frac{12}{36} = \Delta 820,000$$

不足額 $820,000 <$ 繰越額 $1,640,000 \quad \therefore 820,000$ (認容 減・留)

③ 令和4年3月期取得

$$\text{イ 損金算入限度額} \quad 3,300,000 \times \frac{12}{36} = 1,100,000$$

ロ 損金算入限度超過額 会計 $3,300,000 - \text{イ} = 2,200,000$ (加・留)

【正】① 令和3年3月期取得

$$\text{会計0一限度額 } 3,030,000 \times \frac{12}{36} = \Delta 1,010,000$$

不足額 $1,010,000 \leq$ 繰越額 $1,010,000 \quad \therefore 1,010,000$ (認容 減・留)

② 令和4年3月期取得

$$\text{会計0一限度額 } 2,460,000 \times \frac{12}{36} = \Delta 820,000$$

不足額 $820,000 <$ 繰越額 $1,640,000 \quad \therefore 820,000$ (認容 減・留)

③ 令和5年3月期取得

$$\text{イ 損金算入限度額} \quad 3,300,000 \times \frac{12}{36} = 1,100,000$$

ロ 損金算入限度超過額 会計 $3,300,000 - \text{イ} = 2,200,000$ (加・留)

租税法 法人税・基礎2 過去問チャレンジ (EM23012)

P24-3 設例 資料(1)③

【誤】別表四

当期利益の額		36,600,000
加算		
減算	前払費用認容 (権利行使に係るもの)	18,000,000
	前払費用認容 (失効に係るもの)	600,000
所得金額		18,000,000

別表五 (一) I

	①期首	②減	③増	④期末
前払費用	30,000,000	18,600,000		11,400,000
新株予約権	0			0

【正】別表四

当期利益の額		600,000
加算		
減算	前払費用認容 (権利行使に係るもの)	18,000,000
	前払費用認容 (失効に係るもの)	600,000
所得金額		△18,000,000

別表五 (一) I

	①期首	②減	③増	④期末
前払費用	30,000,000	18,600,000		11,400,000
新株予約権債務	△30,000,000	※△18,600,000		△11,400,000
新株予約権	30,000,000	※ 18,600,000		11,400,000
繰越欠損金	△30,000,000		(SS) 600,000	△29,400,000
差引合計額	0	18,600,000	600,000	△18,000,000

※は別表五上の上のみの振替え

P25-7 2. (1)

【誤】A社 譲渡損益調整勘定繰入 60,000,000 (加・留)

【正】A社 譲渡損益調整勘定**戻入** 60,000,000 (加・留)

P32・33・34共-5 (2) (中小企業者に該当しない法人) 5行目

【誤】発行済株式の総数の2/3以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

【正】発行済株式の総数の2/3以上が**大規模法人**の所有に属している法人

租税法 所得税 過去問チャレンジ (EM23014)

P2-1・2共-4 過去問にチャレンジ! 問題文 5行目

【誤】[資料]

【正】[問]

P2-1・2共-4 過去問にチャレンジ! 問題文 9行目

【誤】[問]

【正】[資料]

P2-1・2共-4 過去問にチャレンジ! 2. 4行目

令和3年9月に同社はJASDAQ市場に上場し、

→2022年(令和4年)4月4日、東証が市場区分を再編したことに伴い、JASDAQは市場廃止し、新市場に移行した。問題文では、新市場移行について言及がないが、上場株式として解答すること。

P2-3・4共-2 過去問にチャレンジ! [資料]1.(2)

【誤】Aは経営コンサルティング業を営んでいる。

【正】Aは経営コンサルティング業を営んでおり、青色申告書を提出することについて所轄税務署長の承認を受け、取引を複式簿記により記帳し、その記帳に基づく損益計算書及び貸借対照表を添付した確定申告書を、租税特別措置法第25条の2第4項第2号に規定するいわゆる電子申告の方法により、法定期限内に提出している。